

府立学校の学校運営協議会委員について

令和3年5月13日
 高校教育課
 特別支援教育課

令和3年度京都府立学校学校運営協議会について、報告します。

1 今年度学校運営協議会を設置する学校数

高等学校 50 校中 44 校＋分校 8 校中 6 校

特別支援学校 11 校中 11 校＋分校 3 校中 3 校

2 委員の傾向

(高等学校)

- ・保護者（PTA（副）会長（元・前含む））＜分類①＞ 約 26%
- ・地元小・中学校の校長 ＜分類⑦＞ 約 15%
- ・地元企業関係者 ＜分類③＞ 約 13%

(特別支援学校)

- ・地元小・中学校の校長 ＜分類⑦＞ 約 21%
- ・社会福祉施設・団体関係者 ＜分類⑥＞ 約 19%
- ・町内会・自治会等関係者 ＜分類②＞ 約 18%

委員の内訳

分類番号	役職名等	高等学校 (%)	特別支援学校 (%)
①	保護者（PTA（副）会長（元・前含む））	25.9	9.6
②	地域住民（町内会・自治会等関係者）	7.3	17.7
③	地域住民（商工会・企業関係者）	12.8	8.0
④	地域住民（社会教育団体関係者）	8.8	3.2
⑤	学識経験者	7.3	9.6
⑥	関係機関の職員等（社会福祉施設・団体関係者）	7.3	19.3
⑦	関係機関の職員等（地元小・中学校の校長等）	14.6	20.9
⑧	関係機関の職員等 （公民館、病院、警察等公的機関の職員等）	4.0	8.0
⑨	その他（同窓会員、教育後援会員等）	11.7	3.2

(参考) 京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(組織)

第6条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該対象学校の所在する地域の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する生徒等の保護者
- (3) 法第47条の5第2項第3号に規定する活動を行う者
- (4) 当該対象学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者